



# 金 沢 市 公 報

号外第19号の2

平成27年(2015年)7月6日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 ( " ) 2
●規 則		●公営企業管理規程
○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	1	○金沢市ガス供給に関する規程及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)
		7

## 規 則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月6日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第53号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則(平成11年規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、同条第11項中「については」を「が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間(同項の給付額減額期間をいう。次項並びに第3条の2第13項及び第14項において同じ。)が経過するまでの間に利用した基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合(第10項の規定により読み替えて適用する場合を除く。.)においては」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「法第50条の規定」を「省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があること」に、「については」を「が受ける特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合(前項の規定により読み替えて適用する場合を除く。.)においては」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 市長が省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があることにより基準該当居宅サービスに必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要介護被保険者が受ける特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合(第10項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、第10項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

第2条第9項の次に次の1項を加える。

10 第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。第3条の2第10項において同じ。)であつて、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第22条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に掲げる額以上である居宅要介護被保険者が受ける特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合(令第22条の2第3項各号に掲げる場合を除く。)においては、第2項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

第2条に次の1項を加える。

14 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護被保険者が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合(第10項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)にお

いては、第10項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の80」とあるのは、「100分の70」とする。

第3条の2第2項中「介護保険法施行規則」を「省令」に改め、同条第10項中「については」を「が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合（第10項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては」に改め、同項を同条第13項とし、同条第9項中「法第60条の規定」を「省令規則第83条第1項各号で定める特別の事情があること」に、「については」を「が受ける特例介護予防サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合（前項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 市長が省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があることにより基準該当介護予防サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける特例介護予防サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合（第10項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第10項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

第3条の2第8項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第1号被保険者であって、令第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である居宅要支援被保険者が受ける特例介護予防サービス費について第2項の規定を適用する場合（令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除く。）においては、第2項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

第3条の2中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長に対し、あらかじめ、代理受領に係る申出書（様式第1号）を提出している基準該当介護予防サービス事業者は、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要支援被保険者が、当該基準該当介護予防サービス事業者から基準該当介護予防サービスを受けたときは、当該居宅要支援被保険者の委任に基づき、当該居宅要支援被保険者が当該基準該当介護予防サービス事業者に支払うべき当該基準該当介護予防サービスに要した費用について、特例介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、支払を受けることができる。

第3条の2に次の1項を加える。

14 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要支援被保険者が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合（第10項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第10項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の80」とあるのは、「100分の70」とする。

第4条第2項第4号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当特例介護予防サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第54号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「書面」の次に「（以下「資格者証」という。）」を加え、同条第3号中「被保険者証等」を「被保険者証の再交付、省令第28条の2第4項の規定による負担割合証の再交付、資格者証の再交付及び法第36条に規定する要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面（以下「受給資格証明書」という。）」に改め、同条第13号中「法第36条に規定する要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面」を「受給資格証明書」に改め、同条第23号の2の2の次に次の1号を加える。

(23)の2の3 令第22条の2の2第6項の規定による高額介護サービス費及び令第29条の2の2第6項の規定によ

る高額介護予防サービス費の負担区分判定に係る申請書 様式第23号の2の3  
 様式第3号を次のように改める。  
 様式第3号(第8条関係)

介護保険被保険者証等再交付申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

介護保険の被保険者証等の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号		生年月日	年 月 日生
	フリガナ			
	氏 名		性 別	
	住 所			

申請者が被保険者本人の場合には、次の欄の記入は不要です。

申請者氏名		連 絡 先	
申請者住所		本人との関係	

再交付の申請 をする証明書	1 被保険者証 2 負担割合証 3 資格者証 4 受給資格証明書	申請の理由	1 紛失・焼失 2 破損・汚損 3 その他 ( )
------------------	---	-------	------------------------------------

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)のみ次の欄を記入してください。

医療保険者名		医療保険被保険 者証記号番号	
--------	--	-------------------	--

様式第13号中

「生 年 月 日」を

「生 年 月 日」性別に、

「要介護認定・要支援認定」を「要介護認定・要支援認定等」に、

「認定審査会の意見等」を

「利用者の負担割合 割( ) (住所移転前の負担割合) に  
 介護認定審査会の意見等」に

改める。

様式第23号の2の2を次のように改める。

様式第23号の2の2 (第8条関係)

(表)

## 介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号	
被 保 険 者 氏 名	㊟	性 別	
生 年 月 日		年 月 日生	
住 所			
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称(※)			
入 所 ( 院 ) 年 月 日 (※)	年 月 日	(※) 介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合には、記入は不要です。	

配偶者の有無	左記において「無」の場合には、以下の「配偶者に関する事項」について、記入は不要です。		
配偶者に関する事項	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	住 所		
	本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合に記入してください。)		
課 税 状 況			

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者又は市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者です。			
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。			
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。			
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しは別添のとおり			
		預貯金額 (普通・定期等)	円	有価証券 (評価概算額)	円
		その他 (現金等内容を記入してください。)	( ) 円	負債 (内容を記入してください。)	( ) 円

(裏)

注意事項

- 1 この申請書における「配偶者」については、別世帯の配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 2 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 3 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 4 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

申請者が被保険者本人の場合には、次の欄の記入は不要です。

申請者氏名		連 絡 先	
申請者住所		本人との関係	

同 意 書	
(宛先) 金沢市長	
介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。	
また、市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。	
年 月 日	
本人 住所	
氏名	印
配偶者 住所	
氏名	印

様式第23号の2の2の次に次の1様式を加える。

様式第23号の2の3 (第8条関係)

## 介護保険基準収入額適用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

次のとおり関係書類を添えて、高額介護（介護予防）サービス費の負担区分判定に係る収入額の適用を申請します。

1	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名	㊟	性別	
	生年月日		年 月 日生	
2	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名	㊟	性別	
	生年月日		年 月 日生	
3	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名	㊟	性別	
	生年月日		年 月 日生	
住 所				

氏 名				
年 中 の 収 入	公 的 年 金	円	円	円
	給与（パート収入等を含む。）	円	円	円
	（ ） （年金・給与以外の収入）	円	円	円
	合 計	円	円	円

申請者が被保険者本人の場合には、次の欄の記入は不要です。

申請者氏名		連 絡 先	
申請者住所		本人との関係	

## 注意事項

- 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人（40歳以上65歳未満の方は除く。）及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- 収入額は全てご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など）は除きます。
- 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において金沢市に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。

## 附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成27年7月6日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

### ●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市ガス供給に関する規程及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程  
(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第1条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「において適正に計量することができる」と認められる特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第435条第1号に規定する使用最大流量」を「の1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値」に改める。

(金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市液化石油ガス供給に関する規程(昭和63年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「において適正に計量することができる」と認められる特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第435条第1号に規定する使用最大流量」を「の1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

平成27年(2015年)7月6日 印刷  
平成27年(2015年)7月6日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄